

定による加算は行わない。ただし、改定後の年金額が六十三万円に満たないときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年

金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に

同項の規定により加算されるべき額を加えた額

が六十三万円を超えるときは、同項の規

定にかかるらず、六十三万円から改定後の年

金額を控除した額とする。

5 旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であ

り、かつ、遺族である子がない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達し

た日の属する月の翌月分以後、前各項の規定に

準じてその額を改定する。

(恩給財団の年金の額の改定)

第四条 私立学校教職員共済組合が私立学校教職

員共済組合法附則第十一項の規定により権利義

務を承継したことにより支給すべき義務を負う

旧財團法人私學恩給財團の年金及び旧法附則第

二十項の規定により旧財團法人私學恩給財團に

おける従前の例によることとされた年金につい

ては、昭和六十一年七月分以後、その額を、昭

和四十四年改定法第三条の規定による改定前

年金額にそれぞれ対応する別表第二の下欄に掲

げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十

五歳以上の者に支給する年金で同項の規定によ

る改定後の年金額が八十七万九千三百円に満た

ないものについては、その達した日の属する月の翌月分以

後、その額を八十七万九千三百円に改定する。

(端数計算)

第五条 この政令の規定により年金額を改定する

場合において、この政令の規定により算出して

得た年金額に、五十円未満の端数があるときは

これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百

円未満の端数があるときはこれを百円に切り上

げた金額をもつてこの政令の規定による改定年

金額とする。

附 則

この政令は、昭和六十一年七月一日から施行す

附 則 (昭和六二年六月五日政令第一九
八号) 抄

(施行期日)

抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条関係) 金額の区分	改定前年の年金額	改定年金額	率		金額
			一・〇五	○五	
一、二〇〇、〇〇〇円以上	一〇一、六五九、五〇〇円	一・〇五	一・〇五	○五	二七七、二〇〇円
五、三八八、二三六円以上	九四〇、二〇〇円	八一二、三〇〇円	一・〇五	一・〇五	八一二、三〇〇円
五、三八八、二三六円以上	九四〇、二〇〇円	七二〇、八〇〇円	一・〇五	一・〇五	七二〇、八〇〇円
二〇〇円まで	一一五、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円	一・〇五	一・〇五	一一五、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円	一二九、六〇〇円	一二九、六〇〇円	一・〇五	一・〇五	一二九、六〇〇円
一二九、六〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一・〇五	一・〇五	一五〇、〇〇〇円